

規制の事前評価書（金融庁）

1. 政策の名称

ITの進展等を踏まえた現行制度の見直し

2. 担当部局

金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室

3. 評価実施時期

平成28年3月3日

4. 規制の目的、内容及び必要性

(1) 現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性

① 現状及び問題点

近年、金融・IT融合の動きが急速に進行している状況等を踏まえれば、以下の現行制度について、見直しを行うことが求められている。

(ア) 苦情処理に関する措置の新設

前払式支払手段発行者は、利用者に対し、「苦情又は相談に応ずる窓口」を表示する義務があり、「金融庁事務ガイドライン」において、その監督に当たっての主な着眼点を示しているが、業者の中には、紛争解決に非協力的な場合もみられ、対応が求められている。

(イ) 供託額の算定の見直し

前払式支払手段発行者は、現在、年2回の基準日（3月末日及び9月末日）時点の未使用残高を元に供託額の算定をしなければならないこととなっている。

このため、基準日後に未使用残高が急速に減少するような場合、基準日時点での未使用残高を元に算定した供託額を、次の基準日までの間、維持しなければならないため、手元資金の不足が生じ得る。

(ウ) 資金移動業の一部廃止に係る手続の見直し

資金移動業については、業務の全部を廃止する場合の履行保証金の取戻し等の手続は規定されているが、業務を一部廃止する場合の手続は規定されていない。

一方、資金移動業として複数の種類のサービスを提供する事業者が登場してきており、その一部のサービスを廃止する場合があるが、業務の一部廃止

の手續が規定されていないため、資金移動業者は、廃止したサービスに係る履行保証金の取戻しを行うことができない。

(エ) 債権記録を他の電子債権記録機関に引き継ぐ場合の手續規定を整備

複数設立されている電子債権記録機関間で電子記録債権を移動させることは想定されていない。このことが、電子記録債権の流動化の妨げとなり、特に、債権の譲渡人と譲受人とで取引金融機関が異なる場合の電子記録債権の割引等を行うことや、中小企業が電子記録債権を譲渡して資金調達を行うことを難しくしているとの指摘がある。

②規制の新設又は改廃の目的及び必要性

(ア) 苦情処理に関する措置の新設

紛争解決に非協力的な前払式支払手段発行者に対し適正な対応を求めるため、前払式支払手段発行者は利用者からの苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講じなければならないことを、法律上明確に規定する必要がある。

(イ) 供託額の算定の見直し

未使用残高の急速な減少が生じ得ることを踏まえれば、現在の年2回の基準日のほか、前払式支払手段発行者が選択した場合には、中間時点である6月末日・12月末日も基準日とし、供託額の算定時点を年4回とする柔軟化を可能とすることが必要である。

(ウ) 資金移動業の一部廃止に係る手續の見直し

資金移動業としての様々なサービスの登場を踏まえ、資金移動業の一部を廃止した場合の手續を整備し、柔軟な事業展開を可能とするよう制度の整備を行う必要がある。

(エ) 債権記録を他の電子債権記録機関に引き継ぐ場合の手續規定を整備

電子記録債権の流動化による資金調達の更なる円滑化を通じた利用者利便の向上や、電子記録債権の普及の観点から、異なる電子債権記録機関をまたいだ電子記録債権の譲渡等を行えるようにするため、債権記録を他の電子債権記録機関に引き継ぐ場合の手續規定を整備する必要がある。

(2) 法令の名称、関連条項とその内容

(ア) 資金決済に関する法律第21条の2 (新設)

(イ) 資金決済に関する法律第29条の2 (新設)

(ウ) 資金決済に関する法律第61条

(エ) 電子記録債権法第2条、第7条、第9条、第10条、第16条、第45条、第

47条の2～第47条の4（新設）、第86条

（3）規制の新設又は改廃の内容

- （ア）前払式支払手段発行者について、利用者からの苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講じなければならないことを法律上明確に規定する。
- （イ）前払式支払手段発行者が選択した場合、現行の3月末日・9月末日の基準日に加え、中間時点である6月末日・12月末日も基準日とすることとし、供託額の算定の柔軟化を可能とする。
- （ウ）資金移動業について、業務の一部を廃止した場合の手続を整備する。
- （エ）異なる電子債権記録機関をまたいだ電子記録債権の譲渡等を行うため、一の電子債権記録機関の記録原簿に記録された債権記録を他の電子債権記録機関の記録原簿に引き継いで記録することを可能とする。

5. 想定される代替案

- （ア）前払式支払手段発行者が、利用者からの苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講じなければならないことを法律上明確に規定するものであり、有効な代替案は想定し難いため、設定しないこととする。
- （イ）前払式支払手段発行者が、現行の3月末日・9月末日の基準日に加え、任意の日を基準日として選択することを可能とする。
- （ウ）現規制において、資金移動業について、業務の一部を廃止した場合の手続きが整備されていないことから、これを規定するものであり、有効な代替案は想定し難いため、設定しないこととする。
- （エ）全ての電子債権記録機関の記録原簿を統一する。

6. 規制の費用（代替案における費用も含む。）

（1）遵守費用

① 本案

- （ア）法律上明確化を図るものであり、現行の「金融庁事務ガイドライン」を踏まえて適正に苦情処理態勢を整備している前払式支払手段発行者は、特段の費用は発生しない。
- （イ）適用を選択した前払式支払手段発行者において、追加の基準日（6月末日・12月末日）に関する未使用残高の算定・報告等に係る費用が増加する一方、追加の基準日時点の未使用残高を元に算定した供託額が減少する場合、供託金を取り戻すことで減少した供託額に相当する資金を別途調達するために要する費用が減少する。

- (ウ) 資金移動業の一部を廃止した場合の廃止届出等に係る費用が増加する一方、廃止したサービスに係る履行保証金を取り戻すことで当該保証金に相当する資金を別途調達するために要する費用が減少する。
- (エ) 異なる電子債権記録機関をまたいだ電子記録債権の譲渡等を行う電子債権記録機関及びその参加金融機関において、体制整備費用が発生する。

② 代替案

- (イ) 適用を選択した前払式支払手段発行者において、選択した追加の基準日に関する未使用残高の算定・報告等に係る費用が増加する一方、追加の基準日時点の未使用残高を元に算定した供託額が減少する場合、供託金を取り戻すことで減少した供託額に相当する資金を別途調達するために要する費用が減少する。
- (エ) 全ての電子債権記録機関及び参加金融機関において体制整備費用が発生することに加え、全ての電子債権記録機関の記録原簿を統一するための費用が発生する。

(2) 行政費用

① 本案

- (ア) これまでも「金融庁事務ガイドライン」に基づいて監督上の対応を行ってきた事項について法律上明確化を図るものであり、特段の費用は発生しない。
- (イ) 行政庁（国）において、追加の基準日（6月末日・12月末日）に関する未使用残高の算定・報告等に係る確認を行うための費用が発生する。
- (ウ) 行政庁（国）において、資金移動業の一部を廃止した場合の廃止届出等に係る確認を行うための費用が発生する。
- (エ) 行政庁（国）において、異なる電子債権記録機関をまたいだ電子記録債権の譲渡等を行う電子債権記録機関における業務規程変更の認可、業務の実施状況についての検査・監督に伴う費用等が発生する。

② 代替案

- (イ) 行政庁（国）において、前払式支払手段発行者ごとに選択した追加の基準日の管理に関する費用が発生する。また、追加の基準日における未使用残高の算定・報告等に係る確認を行うための費用が発生する。更に、事業譲渡が行われた場合、設定する基準日が事業を譲渡する発行者と事業を譲り受ける発行者で異なるため、個別のケースに応じ、譲受発行者における供託が適切に行われるまでの間、譲渡発行者が行った供託額について、利用者保護の観

点から必要となる検査・監督に伴う費用が発生する。このほか、任意に設定された基準日が供託額を不当に引き下げる等の法の潜脱を目的としたものでないかどうかの検査・監督に伴う費用が発生する。

(エ) 行政庁(国)において、全ての電子債権記録機関に対して、異なる電子債権記録機関をまたいだ電子記録債権の譲渡等を行うための業務規程変更の認可、業務の実施状況についての検査・監督に伴う費用等が発生する。

(3) その他の社会的費用

① 本案

(ア)～(ウ) 特段の社会的費用は発生しない。

(エ) 異なる電子債権記録機関をまたいだ電子記録債権の譲渡等を行う電子債権記録機関及び参加金融機関の体制整備に要する費用が、電子記録債権の利用企業への利用手数料に転嫁される可能性がある。

② 代替案

(イ) 供託額を不当に引き下げる目的で、基準日が設定された場合、事業廃止時に十分な資産が発行者に残っておらず、前払式支払手段の利用者が不当に損失を被る可能性がある。

また、事業譲渡が行われる場合に、設定する基準日が事業を譲渡する発行者と事業を譲り受ける発行者で異なることにより必要となる個別事業ごとの調整に要する費用が、前払式支払手段の利用者に転嫁される可能性がある。

(エ) 全ての電子債権記録機関及び参加金融機関の体制整備に要する費用が、電子記録債権の利用企業への利用手数料に転嫁される可能性がある。

また、全ての電子債権記録機関において一律のサービスが提供され、電子債権記録機関間の競争によるサービスの向上の機会が減少するおそれがある。

7. 規制の便益(代替案における便益も含む。)

① 本案

(ア) 前払式支払手段発行者に対し、利用者からの苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講じなければならないことを法律上明確に求めることで、消費者被害の実効的な解決等が図られるとともに、前払式支払手段の利用についての信頼向上やその普及拡大が期待される。

(イ) 年4回の基準日として、未使用残高の算定の柔軟化を行うことで、制度選択を行った前払式支払手段発行者の手元資金の不足が解消され、サービス展

開の柔軟化や、これを通じた利用者の利便性の向上が期待される。

- (ウ) 資金移動業の一部廃止の процедуру規定することで、資金移動業者は廃止したサービスに係る履行保証金の取戻しを行うことができることとなるため、サービス展開の柔軟化や、これを通じた利用者の利便性の向上が期待される。
- (エ) 異なる電子債権記録機関をまたいだ電子記録債権の譲渡等が行えるようになることで、電子記録債権の流動化による資金調達の更なる円滑化を通じた利用者利便の向上や、電子記録債権の普及が期待される。

② 代替案

- (イ) 前払式支払手段発行者が任意に追加の基準日を設定できることとすることにより、制度選択を行った前払式支払手段発行者の手元資金の不足が解消され、サービス展開の柔軟化や、これを通じた利用者の利便性の向上が期待される。しかしながら、不当に供託額を引き下げる等の法の潜脱を目的とした制度の利用がなされる可能性があり、代替案は、本案より利用者の保護の面で劣ると考えられる。
- (エ) 全ての電子債権記録機関において異なる電子債権記録機関をまたいだ電子記録債権の譲渡等が行えるようになることにより、電子記録債権の流動化による資金調達の更なる円滑化を通じた利用者利便の向上は本案より拡大する可能性がある。

しかしながら、代替案では、電子債権記録機関をまたいだ電子記録債権の譲渡等を行うことを望まない電子債権記録機関、参加金融機関、利用者にも追加費用が及ぶこと、全ての電子債権記録機関において一律のサービスが提供され、電子債権記録機関間の競争によるサービスの向上の機会が減少するおそれがあることから、過剰な規制となるおそれがある。

8. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

（1）費用と便益の関係の分析

- (ア) 本案については、これまでも「金融庁事務ガイドライン」において求めている事項を法律上も明確化するものであり、適正な苦情処理態勢を整備している前払式支払手段発行者は特段の費用は発生せず、その一方で、法律上明確に求めることで前払式支払手段の利用についての信頼向上やその普及拡大が期待されるという便益が生じるものと考えられる。
- (イ) 本案については、行政費用が新たに発生することとなるが、制度選択を行った前払式支払手段発行者の手元資金の不足が解消され、サービス展開の柔軟化や、これを通じた利用者の利便性の向上が期待されるという便益の効果

は、当該費用の発生を上回るものと考えられる。

(ウ) 本案については、行政費用が新たに発生することとなるが、資金移動業の業務の一部廃止の手続を規定することで、資金移動業者は廃止したサービスに係る履行保証金の取戻しを行うことができることとなるため、サービス展開の柔軟化や、これを通じた利用者の利便性の向上が期待されるという便益の効果は、当該費用の発生を上回るものと考えられる。

(エ) 本案については、遵守費用、行政費用及びその他社会的費用が新たに発生することとなるが、異なる電子債権記録機関をまたいだ電子記録債権の譲渡等が行えるようになることにより、電子記録債権の流動化による資金調達の更なる円滑化を通じた利用者利便の向上や、電子記録債権の普及が期待されるという便益の効果は、当該費用の発生を上回るものと考えられる。

以上から、本案は適当と考えられる。

(2) 代替案との比較

(イ) 遵守費用については、代替案と本案との間で大きな差は生じないとも考えられるものの、代替案では、前払式支払手段発行者ごとに追加の基準日が異なることになるため、行政費用（国）として、前払式支払手段発行者ごとに追加の基準日を管理するための費用等が発生する。また、不当に供託額を引き下げ等の法の潜脱を目的とした制度の利用がなされた場合、利用者が不当に損害を被るなどの可能性があり、社会的費用が増大するおそれがあるなど、代替案は、本案より利用者保護の面で劣ると考えられる

(エ) 費用については、全ての電子債権記録機関及び参加金融機関に遵守費用が発生するため、本案に比べ追加的費用が発生する。その結果、その他の社会的費用も本案に比べ増大する。

便益については、代替案では、全ての電子債権記録機関において異なる電子債権記録機関をまたいだ電子記録債権の譲渡等が行えるようになることにより、電子記録債権の流動化による資金調達の更なる円滑化を通じた利用者利便の向上は本案より拡大する可能性がある。

しかしながら、代替案では、電子債権記録機関をまたいだ電子記録債権の譲渡等を行うことを望まない電子債権記録機関、参加金融機関、利用者にも追加費用が及ぶこと、全ての電子債権記録機関において一律のサービスが提供され、電子債権記録機関間の競争によるサービスの向上の機会が減少するおそれがあることから、過剰な規制となるおそれがある。

以上を勘案し、本案による改正は適当であると考えられる。

9. 有識者の見解その他関連事項

- ・ 消費者委員会「電子マネーに関する消費者問題についての建議」（平成 27 年 8 月 18 日）において、金融庁は、電子マネーを利用した取引における悪質な加盟店による消費者の被害の発生・拡大防止及び回復を図るための制度整備に向けた措置を講ずる旨の建議がなされた。
- ・ 金融審議会「決裁業務等の高度化に関するワーキング・グループ報告～決済高度化に向けた戦略的取組み～」（平成 27 年 12 月 22 日公表）【金融審議会総会・金融分科会報告：平成 28 年 2 月 8 日】において、前払式支払手段の供託額の算定の柔軟化、資金移動業の一部廃止手続の整備、電子債権記録機関の記録を他の機関に移行するための手続の整備などが示された。

10. レビューを行う時期又は条件

「情報通信技術の発展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」の施行後五年を目途として、この法律による改正後の各法律の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。